

社会福祉法人 白寿会 役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白寿会（以下「当法人」という）定款第8条および第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員並びに当法人が主管する各種委員会等の委員（以下「役員等」とする）に対する報酬等について定めるものとする。

(常勤役員及び非常勤役員の定義)

第2条 当法人における常勤役員とは当法人就業規則に基づき所定労働時間を通じて勤務する形態の役員をいい、非常勤役員とは所定労働時間内の一部を勤務する形態の役員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、費用弁償を支給することができるものとする。また、退職手当は支給しないものとする。
- (3) 非常勤役員等については、別表2の範囲内で、賞与を支給することができる。
- (4) 役員等に対する役員退職慰労金は、役員として円満に任期満了の都度、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。但し、任期の途中で退任した役員等については、任期を基準とし在任期間を月割りで支給する。また、当法人職員を兼務し職員給与を支給されている者に対しては、本規程に基づく役員等退職慰労金は支給しないものとする。退職慰労金の支給額は別表4に定める。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 通勤手当については、当法人白寿会給与規程（以下、「給与規程」という）第16条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、別表2に定める金額の範囲内で、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表3に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、当法人の旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給されている者の役員等報酬は、これを支給しない。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月10日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、給与規程第5条に準じた日とする。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

4 役員退職慰労金については、任期満了の都度、辞任又は死亡により退職した後2月以内に支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項第二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

附則

この規程は、令和2年7月3日から施行する。

附則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

別表1（常勤役員等の報酬）

| 役職名 | 報酬の額 |
|--------|-------------|
| 理事長 | 月額 150,000円 |
| 業務執行理事 | 月額 130,000円 |
| 理事 | 月額 100,000円 |

別表2（非常勤役員等の年額報酬額表）

| 役職名 | 報酬の額 |
|------------|-------------|
| 理事長 | 年額 500,000円 |
| 理事・評議員及び監事 | 年額 200,000円 |
| 第三者委員 | 年額 100,000円 |
| 外部委員 | 年額 100,000円 |

別表3（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

| | 日額 |
|---------------------|--------|
| 評議員会への出席 | 6,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 4,000円 |

（2）理事

| | 日額 |
|---------------------|-------------|
| 理事会等の会議への出席 | 6,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 4,000円 |
| 理事長職にある者 | 年間 240,000円 |

（3）監事

| | 日額 |
|---------------------|--------|
| 監事監査等への出席 | 6,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 4,000円 |

（4）経営戦略会議委員

| | 日額 |
|-------------|--------|
| 経営戦略会議等への出席 | 6,000円 |

(5) 第三者委員（苦情解決委員、優先入所検討委員）

| | 日額 |
|-----------------------|--------|
| 苦情解決委員会、優先入所検討委員会への出席 | 6,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 4,000円 |

(6) 外部委員（評議員選任・解任委員等）

| | 日額 |
|---------------------|--------|
| 評議員選任・解任委員会等への出席 | 6,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 4,000円 |

別表4（役員等の退職慰労金）

| 役員等職名 | 任期 | 支給額 |
|-------|----|---------|
| 理事 | 2年 | 20,000円 |
| 評議員 | 4年 | 30,000円 |
| 監事 | 2年 | 20,000円 |
| 第三者委員 | 2年 | 10,000円 |

